調　　達　　公　　告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 18 日

鳥取県立総合療育センター院長　　小枝　達也

１　業務概要

（１）業務名　　・鳥取県立総合療育センター給食調理業務
・鳥取県立皆生養護学校給食調理業務

（２）業務内容　　鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による。

（３）業務期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

（４）業務場所　　米子市上福原７丁目 13 番３号　鳥取県立総合療育センター
米子市上福原７丁目 13 番４号　鳥取県立皆生養護学校

（５）予算額　　128,115 千円（３年間の額、消費税及び地方消費税の額を含む。）
（内訳）ア　総合療育センター　88,398 千円
イ　皆生養護学校　39,717 千円
注）ア及びイのいずれも管理運営費のみの予算額。なお、総合療育センターについては別途食材料費（予算額：22,548 千円）を委託額に加えるものとする。また、皆生養護学校の給食に要する食材料費については、幼稚部・中学部・高等部を利用する保護者は直接負担し、小学校部は公費で負担する。今後、国の決定により変更となる場合がある。

２　参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が「その他の委託等」の「給食」に登録されている者であること。

（３）令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 18 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 18 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する営業の許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。

（６）100 床以上の医療施設、介護・福祉施設又は特別支援学校での調理業務を過去３年以内に受託している者であること。

（７）募集の受付期間の最終日から起算して３年前の日までの間に、福祉施設関係給食業務又は学校給食において食品衛生法の規定に基づく罰則を科せられた法人でないこと。

（８）セントラルキッチンを保有していること。

３　評価方法及び選定方法

提案書の評価は、学識経験者等の委員で構成する鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立皆生養護学校給食調理業務委託業者選定プロポーザル審査会）において、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容を、実施要領別添３「評価要領」に基づいて評価を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、同点の者が複

数存在する場合は、審査会の協議により最優秀提案者を決定する。
また、最優秀提案者以外の者についても総合得点順に順位付けを行う。

4　手続き等

（1）書類の提出先及び問合せ先

〒683-0004　米子市上福原七丁目１３番３号
鳥取県立総合療育センター　事務部
電　　話　　0859-38-2155
ファクシミリ　　0859-38-2156
電子メール　　sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

（2）実施要領等の交付

実施要領等は、令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 18 日（金）までの間にインターネットのホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/）又は次による直接交付により入手するものとする。

ア　交付期間及び時間

令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 18 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

イ　交付場所

（1）に同じ

（3）参加の意向

この公募型プロポーザルに参加する意向のある者は、令和８年12月11日（金）までに実施要領別添４「参加意向確認書」を（１）の場所に電話連絡の上、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出すること。

（4）企画提案書等の提出

ア　提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

イ　提出先

（1）に同じ

ウ　提出期間及び時間

令和８年 11 月 18 日（水）から同年 12 月 18 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午後５時 15 分までとし、送付による場合は、令和８年 12 月 18 日（金）午後５時 15 分までに必着とする。

（5）プレゼンテーションの実施

最優秀提案者の選定に当たっては、プレゼンテーションにより審査を行う。なお、プレゼンテーションの日時（令和９年１月 19 日（火）予定）、場所、実施方法等は、提案者に別途通知する。
プレゼンテーションは、１者 30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分）とする。

5　契約の締結

（1）３により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、３により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

（2）契約は、総合療育センターと皆生養護学校それぞれ個別に締結すること。

6　契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7　その他

（1）企画提案書の無効

２の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（2）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

ア　最優秀提案者に選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ　最優秀提案者に選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ　県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（4）審査委員との事前接触

公正性・中立性を確保するため、審査委員に事前に働きかけ等を行なった者については失格とする。

（5）その他

詳細は、実施要領による。